

レンタル申込書

株式会社ヘリックスジャパン行

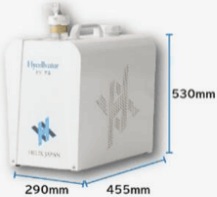
年 月 日

裏面のレンタル規約に合意の上、水素吸入機のレンタルを申し込み致します。

フリガナ			
ご契約者様			
ご住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			
フリガナ			
緊急連絡先 ※ご注文者様以外	氏名： ご契約者様との続柄： 電話番号：		
※以下はご注文者様とお受取人様が異なる場合のみ、ご記入下さい。			
フリガナ			
お受取人様	ご契約者様との続柄：		
お届け先ご住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

ご希望のプランにチェック☑ をお願い致します。

2026 年 8 月 1 日改定

	HX1600	HX90	PF72
	 730mm 350mm 400mm 重量 30.0kg	 630mm 350mm 340mm 重量 35.5kg	 530mm 290mm 455mm 重量 23.0kg
1ヶ月 レンタル	□ 100,000円 (税込 110,000円)	—	—
3ヶ月 レンタル	—	□ 180,000円 (税込 198,000円)	□ 150,000円 (税込 165,000円)
6ヶ月 レンタル	—	□ 330,000円 (税込 363,000円)	□ 270,000円 (税込 297,000円)
12ヶ月 レンタル	—	□ 540,000円 (税込 594,000円)	□ 450,000円 (税込 495,000円)

※HX1600のレンタルは購入を前提とした1カ月限定プランです。新品機器をお届けするため、ご購入時もそのままお使いいただけます。

※レンタル期間中の途中解約によるご返金は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

※お申込みの前に、必ず裏面のレンタル規約をご確認ください。

商品等に関するお問合せ
TEL 0120-620-313(平日 8:30~17:30)
Email info@helixj.co.jp

レンタル規約

賃貸人 株式会社ヘリックスジャパン（以下「甲」という）と、レンタル申込書（以下「申込書」という）ご契約者様欄記名の賃借人（以下「乙」という）は、申込書に意思表示がなされた製品（以下「本製品」という）のレンタルに関し、次の通り合意する。

第1条（レンタル期間・中途解約）

本製品のレンタル期間は、甲が本製品を申込書記載のお届け先住所（以下「納入場所」という）に原則として納入した翌日より申込書で意思表示された契約期間までとする。原則として、本レンタルを中途解約することは出来ない。

第2条（レンタル期間中の本製品の購入）

レンタル期間中に、乙が本製品の購入を希望する場合は、乙が支払ったレンタル料金の上限を控除し購入できる。当該上限は、PF72及びHX90については3ヶ月分、HX1600については1ヶ月分とする。

第3条（本製品の納入）

1. 甲は、乙の指定する場所に本製品を納入し、納入にかかる送料（国内）を負担する。
2. 乙が本製品の設置場所を変更するときは、予め甲に設置場所を通知する。また、これに要する送料等の費用は、乙の負担とする。
3. 乙は、本製品をレンタル期間中、善良なる管理者として使用及び保管し、甲所定の取り扱い方法に従い使用する。

第4条（本製品の返却等）

レンタル期間の満了その他の事由により本レンタルが終了したときは、終了事由の如何を問わず、返却しなければならない。本製品の返却が遅延したときは、乙は返却終了までレンタル料金相当の損害金及び回収の費用を甲に支払うものとする。

第5条（保守点検）

1. 甲は、PF72及びHX90について、本製品の使用時間1,000時間または1年に1回を目安として、レンタルした本製品の保守点検を行うものとする。HX1600については、レンタル期間が1カ月限定であることを原則とするが、レンタル期間の更新等が生じた場合には、その使用時間及び使用状況に応じて、甲は適宜保守点検を行うものとする。
2. 乙の責に帰すべき事由により機器が故障した場合には、別途修理費用が発生するものとする。
3. HX1600について、レンタル期間満了時に乙が本製品を購入し、所有権が乙に移管した場合には、当該移管時点をもって本条の規定は適用されないものとする。所有権移管後の保守及び修理等については、別途定める売買規約の定めるところによる。

第6条（レンタル料金、支払方法等）

1. 本製品のレンタル料金は、申込書記載の通りとし、乙は甲の指定する銀行口座に振込む方法（送金手数料乙負担）にて支払う。
2. 甲は、レンタル料金の支払完了後に本製品の出荷準備が整い次第、乙の指定する納入場所に本製品を納入する。

第7条（本製品の滅失等と損害）

本製品の返還までに生じた盗難、滅失、毀損についてのすべての危険は乙の負担とする。ただし、通常の使用に伴う損耗はこの限りではない。

第8条（損害賠償）

本製品の保管・使用に起因して（但し、甲の整備不良など甲の責に帰すべき事由に起因する場合を除く）第三者に対し、人的・物的な損害が発生した場合は、乙の責任において、当該第三者に損害賠償を行う。

第9条（禁止事項）

乙は、次の各号に定める行為をすることはできない。

1. 本製品の改造、あるいは性能・機能の変更をすること及び本製品の取扱説明書に従わない使用や、本来の用途以外に使用すること
2. 賃借権を他に譲渡、本製品を第三者に転貸すること及び本製品について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること

第10条（契約の解除）

乙が次各号の一にでも該当するときは、甲は何らの催告を要せず本契約の全部または一部を解除することができる。

1. 第9条の禁止事項に違反したとき
2. 乙が次の各号の一に該当する場合、甲は何ら通告せず本契約を解除し、乙は甲に対し、本契約解除により被った実被害額を賠償するものとする。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属するまたは、関連があると認められるとき
 - ② 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
3. 本契約成立後、法令の改正、行政庁による指導の変更または強化等、甲の責に帰すべき事由によらず本製品のレンタルが制約され、そのため本契約を継続することが困難となった場合、もしくは本製品の製造、使用に関し、本契約締結時点で科学的または合理的に予測し得ない事情等の変更が生じた場合、甲は本契約を解約することができる。この場合、甲及び乙は互いに、当該解約を理由として相手方に対し損害賠償等その他の請求をすることはできない。

第11条（誠実協議）

本契約に定めなき事項、または、本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

東京都千代田区九段南 2-3-27 AYA 九段ビル 3F
株式会社ヘリックスジャパン
代表取締役社長 豊泉幸太